

「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」に関するQ&A

Q1 墨田区商工業融資の一本化と「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」の一本化に違いはありますか？

A1 主な違いは以下のとおりです。

「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」は元金返済前（据置期間中を含む）でも一本化の申し込みが可能です。

「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」は一本化の申し込みの際、再度据置期間を設定することが可能です。

一本化依頼書・確認承諾書は「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」専用の様式をお使いください。（ホームページからダウンロードできます。）

令和3年7月31日以前に区があっせんした「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」との一本化に限ります。

Q2 2つの金融機関から「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」の融資を利用していますが、まとめて一本化は可能ですか？

A2 **複数の金融機関のコロナ融資をまとめての一本化はできません。一本化は同一金融機関同一支店のみが対象です。**

同一金融機関同一支店で、「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」のご利用が複数ある場合は、まとめての一本化が可能です。

Q3 一本化の申し込みの際に、申し込み条件と必要な書類に何か違いはありますか？

A3 申し込み条件は「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」と同じです。

必要書類は「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」の申し込みに必要な書類の他に、「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金専用の一本化依頼書・確認承諾書」と「信用保証書の写し」をご用意ください。

また、確認書に記載されている売上金額を確認できる資料（決算書、売上台帳、試算表等）のコピーをご用意ください。

売上比較年度は前々年との比較も可能です。（前々年比較の場合、税率が異なるため税抜での比較をお願いします。）

Q4 令和3年8月1日以降に初めて「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」の融資を利用しましたが、次回融資を受ける際に一本化の申し込みは可能ですか？

A4 **令和3年7月31日以前に[あっせんした「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」が一本化の対象になる](#)のでご利用いただけません。**

Q5 一本化をしたいが、店舗の増加等により売上が回復したため、売上5%減少の条件に当てはまりません。

A5 要件の緩和はございませんので、一本化を含め、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金はご利用できません。

売上の比較を必要としない別の融資制度をご検討ください。

Q 6 休業等のため直近1か月の売上高がありません。どのような書類を用意したらいいですか？

A 6 売上がない場合でも、税理士が作成（署名入り）した直近1か月の売上表又は普段から記入している連続した月の売上台帳等をご用意ください。

Q 7 直近の確定申告書及び決算書と融資申し込み時の事業所の住所が変わっているのですが、申し込みは可能ですか？

A 7 事業所の住所が、変更前・変更後ともに墨田区内であれば可能です。（区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいることがあっせんの基本条件であるため）

法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は事業所住所の変更が分かるもの（営業許可書等）をお持ちください。

Q 8 現在の融資残高を教えてくださいませんか？

A 8 個人情報保護の観点から、区ではお答えできません。

Q 9 2回目の申し込みですが、必要のない書類はありますか？

A 9 融資のあっせん申し込みの度に、必要書類を全てご用意いただく必要があります。

Q 1 0 あっせんに申し込んだ後に返済期間や据置期間を変更したい場合、どうしたらよいですか？

A 1 0 再度申し込みが必要となります。必要書類と前回発行した紹介書等の書類を全てお持ちの上、再度申し込みをお願いします。
なお、融資実行後に約定変更を行った場合、利子の補助を停止又は中止することがあります。

Q 1 1 今回の拡充に伴い、セーフティネット保証の認定取得は必要ですか？

A 1 1 拡充後もセーフティネット保証の認定取得は必要としていません。

Q 1 2 拡充後も責任共有の対象ですか？

A 1 2 拡充後も責任共有の対象です。

Q 1 3 2つの金融機関で「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」を利用しています。それぞれで一本化は可能ですか？

A 1 3 同一金融機関同一支店であれば、それぞれで一本化が可能です。Q2のように異なる金融機関の融資をまとめた一本化はできません。

Q 1 4 現在のコロナ融資で据置期間を設定していますが、一本化の申し込みの際に再度据置期間を設定することはできますか？

A 1 4 可能です。

Q 1 5 一本化の際、「信用保証料の差額分を補助」とはどういう意味ですか？

A 1 5 一本化対象の融資を繰上完済した際、保証協会から事業者へ返戻される保証料と、新たに実行される融資の保証料との差額分を補助します。